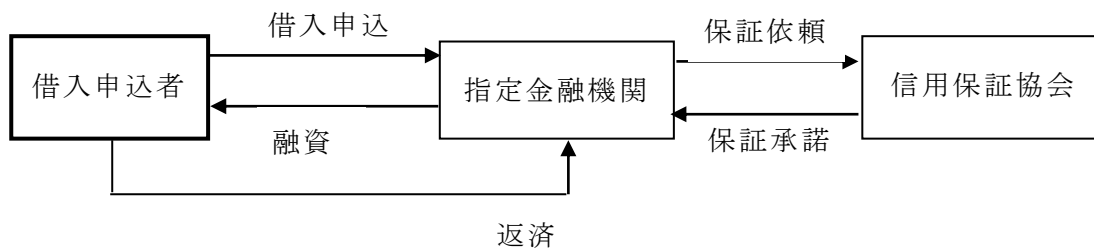


資金名	新型コロナウイルス感染症対応資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に規定する事業者であって、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因するものとして同法第2条第5項の規定による市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する事業者であって、同法第2条第5項の規定による市町村長の認定（売上高等の減少を要因としないものを除く。）を受けたもの</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する事業者であって、令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因するものとして市町村長の認定を受けたもの</p>
資金用途	経営の安定に必要な事業資金
融資限度額	4,000万円以内
融資利率	1.30% (ただし、(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの及び(2)のうち個人事業主かつ小規模企業者であるものについては、貸付から3年の間に生じる利子については、別途定める方法により補給を行うものとする。)
保証料率	0.85% (ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。) (ただし、(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの及び(2)のうち個人事業主かつ小規模企業者であるものの保証料については全額を、それ以外のものの保証料については2分の1を国が補助する。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外とする。)
融資期間	10年以内（据置期間5年以内）
担保	不要（ただし、既設定根抵当権を除く）
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。
受付機関	商工会議所・商工会、中央会（組合関係）、指定金融機関
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 信用保証委託申込書（借入申込書、信用保証委託契約書一式）</li> <li>2 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は住民票抄本（発行後1か月以内のもの）</li> <li>3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの）</li> <li>4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）</li> <li>5 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し</li> <li>6 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面</li> <li>7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績</li> <li>8 個人情報の提供に関する同意書</li> <li>9 決算書の写し</li> <li>10 (1)又は(2)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町村長の認定書</li> <li>11 (3)に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村長の認定書</li> <li>12 経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書</li> </ol>

	<p>13 その他必要と認める書類</p> <p>[特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類]</p> <p>事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し</p>
備考	<p>1 取扱期間は、令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行されたものとする。</p> <p>2 本資金においては、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。</p> <p>3 借換えの取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>（1）借換保証制度要綱（平成15年1月31日付平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外となる本資金の保証で借換えることができるものとする。</p> <p>①令和2年1月29日以降から本資金取扱開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証</p> <p>②責任共有制度の対象となる本資金の保証</p> <p>（2）次に掲げる場合を除き、本資金の保証を本資金の保証で借換えることはできないものとする。</p> <p>①責任共有制度の対象となる本資金の保証を、責任共有制度対象外となる本資金の保証で借換える場合</p> <p>②法人代表者の連帯保証が付された本資金の保証を、経営者保証免除対応を適用した本資金の保証で借換える場合</p> <p>4 本資金を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。</p> <p>5 本資金において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除する。</p> <p>①直近の決算書が資産超過であること</p> <p>②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

